

# 堺市歴史的建築物等受入環境整備補助金交付要綱

令和5年3月23日制定

## 1 補助金の名称

補助金の名称は、堺市歴史的建築物等受入環境整備補助金（以下「補助金」という。）とする。

## 2 補助金の目的

第二次世界大戦の戦火を免れ、戦前のまちなみが残る堺環濠エリア北部地区において、歴史的建築物等（以下「建築物等」という。）を整備し、飲食、宿泊、物販又は展示観覧施設として供用する事業者に対して補助を行うことで、堺市への誘客促進及び宿泊観光等の長時間滞在を創出することを目的とする。

## 3 堺市補助金交付規則との関係

補助金の交付については、堺市補助金交付規則（平成12年堺市規則第97号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

## 4 用語の定義

この要綱における用語の定義は、次のとおりとする。

### (1) 歴史的建築物

概ね50年以上前に建築され、地域のまちなみと一体となった建築物をいう。

### (2) 一般建築物

歴史的建築物以外の建築物をいう。

## 5 補助対象

補助対象となる地区は、別図のとおり堺市街なみ環境整備事業修景施設整備補助制度と同様とし、補助対象となる建築物は、地域がもつ伝統的な景観と調和したものとする。

## 6 補助対象事業

補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、別表1のとおりとする。

## 7 補助対象者

補助対象者は、堺環濠エリア北部地区において補助対象事業を行おうとする者で、次の各号に該当するものとする。

(1) 本市の市税を滞納していないこと。

(2) 建築物等の所有者が複数あるときは、当該補助対象事業を行おうとする者を除く所有者全員の同意を得ていること。

- (3) 建築物等の所有者と当該補助対象事業を行おうとする者が異なるときは、所有者全員の同意を得ていること。
- (4) 補助対象経費として申請した内容に関して、国、府、堺市、その他団体による補助金の交付その他の助成を受けていないこと。
- (5) 暴力団又は暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員もしくは堺市暴力団排除条例（平成24年堺市条例第35号）第2条第3号に規定する暴力団密接関係者に該当しないこと（法人の場合は、同法第9条第21号ロに規定する役員がこれらに該当しないこと。）。
- (6) 次のいずれかに該当する者
  - ア 歴史的建築物を活用し、飲食、宿泊、物販又は展示観覧施設（作業場、研究活動スペース等を含む。）を令和6年度中に開設し、又は既に同種の事業を展開している者。なお、物販又は展示観覧施設は、概ね週2日以上公開すること。
  - イ 別表2の修景基準を参考に、地域がもつ伝統的な景観と調和した外観に整備し、又は既に整備している一般建築物を活用し、飲食、宿泊、物販又は展示観覧施設（作業場、研究活動スペース等を含む。）を令和6年度中に開設し、又は既に同種の事業を展開している者。なお、物販又は展示観覧施設は、概ね週2日以上公開すること。
  - ウ 観光客を含む広く一般拝観が可能な神社仏閣を活用し、不特定多数の観光客を受け入れる宿泊事業を令和6年度中に開設し、又は既に同事業を展開している者。なお、観光客向けの宿泊サイト等で当該宿泊事業に関する情報を公開すること。

## 8 補助対象経費

別表1に掲げるもの又はこれに準ずるものとして市長が認める経費とする。ただし、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する消費税及び地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税に相当する額及び物品購入時に店舗発行のポイントカード等によるポイントを取得した場合の現金換算可能なポイント分は、補助対象経費から除く。

## 9 補助金の額

補助金の額は、予算の範囲内で、かつ、補助対象経費の2分の1に相当する額と補助限度額（150万円）を比較して小さい方の額とする。ただし、1,000円未満の端数がある場合はこれを切り捨てるものとする。

## 10 補助金の交付申請

- (1) 補助対象者は、補助対象事業の開始日又は令和7年2月12日のいずれか早い日までに、堺市歴史的建築物等受入環境整備補助金交付申請書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。なお、補助を受ける回数は1施設につき1回とする。
- (2) 交付申請に当たっては、次に掲げる書類を添付しなければならない。
  - ① 役員情報届出書（規則様式第1号の2。法人の場合に限る。）
  - ② 事業計画書（様式第2号）
  - ③ 収支予算書（様式第3号）
  - ④ 付近見取り図

- ⑤ 設計図書（工事仕様書を含む。）
- ⑥ 見積書
- ⑦ 現況写真
- ⑧ 同意書（建築物等の所有者の同意が必要な場合に限る。）
- ⑨ 登記事項証明書（登記事項証明書により、現在の建築物等の所有者であることが確認できない場合は、建築物等の所有者であることが確認できる公的書類を添付）
- ⑩ 固定資産税評価証明書（建築物等の登記事項証明書で、築年数が不明の場合に限る。）
- ⑪ 市税の調査に関する同意書
- ⑫ その他市長が必要と認める書類

#### 1 1 意見の聴取

市長は、前項の申請を受理したときは、建築物等が地域がもつ伝統的な景観と調和したものであるか、歴史的なまちなみに係る有識者の意見を聴取するものとする。

#### 1 2 補助金の交付の条件

補助事業者は、事業の実施に当たり、次の条件を遵守しなければならない。

- (1) 補助金をその目的以外に使用してはならないこと。
- (2) 補助対象事業に要する経費の配分について変更（次項に規定する軽微な変更を除く。）をし、又は補助対象事業を中止し、若しくは廃止しようとする場合においては、あらかじめ市長の承認を受けること。
- (3) 補助対象事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助対象事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに市長に報告してその指示を受けること。
- (4) 規則の規定に従うこと。
- (5) 対象工事により、耐震性能、耐風性能及び耐荷重性能を低下させないこと。
- (6) 市長は、前項に定めるもののほか、補助金の交付の目的を達するために、必要な条件を付することができる。

#### 1 3 経費配分等の軽微な変更

規則第6条第1項第2号の市長が定める軽微な変更は、2以上の補助対象経費に係る配分額のいずれか低い額の20パーセント以内で配分額の流用を行う変更とする。

#### 1 4 補助金の交付決定の通知

市長は、補助金の交付を決定したときは、その決定の内容及びこれに付した条件を堺市歴史的建築物等受入環境整備補助金交付決定通知書（様式第4号）により、補助金の交付を申請した者（以下「申請者」という。）に交付決定の通知をするものとする。

#### 1 5 交付申請の取下げ

申請者は、交付決定の通知を受けた日から起算して30日以内に交付の申請を取り下げることができる。

## 1 6 着手届

- (1) 補助事業者は、補助対象事業に着手したときは、速やかに堺市歴史的建築物等受入環境整備着手届（様式第5号）を市長に提出しなければならない。
- (2) 着手届の提出に当たっては、次の書類を添付しなければならない。
  - ① 工事契約書の写し
  - ② 工事工程表

## 1 7 補助対象事業内容の変更

- (1) 補助事業者は、補助対象事業の内容を変更しようとする場合は、堺市歴史的建築物等受入環境整備補助金変更交付申請書（様式第6号）を市長に提出しなければならない。
- (2) 前号の申請に当たっては、10の規定を準用する。

## 1 8 補助金の変更交付決定の通知

- (1) 市長は、前項の申請を受理したときは、規則第5条の規定を準用する。
- (2) 市長は、前号の規定により補助金の交付を決定したときは、速やかにその決定の内容及びこれに付した条件を堺市歴史的建築物等受入環境整備補助金変更交付決定通知書（様式第7号）により、補助金の交付変更を申請した者に交付決定の通知をするものとする。

## 1 9 実績報告

- (1) 補助事業者は、堺市歴史的建築物等受入環境整備補助金実績報告書（様式第8号）を補助対象事業が完了した日の翌日から起算して30日以内又は令和7年3月16日のいずれか早い日までに市長に提出しなければならない。
- (2) 堺市歴史的建築物等受入環境整備補助金実績報告書には、次の書類を添付しなければならない。
  - ① 収支決算書（様式第9号）
  - ② 領収書又はその写し
  - ③ 整備前後及び整備中の写真
  - ④ その他市長が必要と認める書類

## 2 0 補助金の額の確定通知

市長は、堺市歴史的建築物等受入環境整備補助金確定通知書（様式第10号）により、補助事業者に補助金の額の確定通知を行うものとする。

## 2 1 補助金の交付

- (1) 補助金は、規則第14条第1項の規定による補助金の額の確定後交付する。
- (2) 補助事業者は、堺市歴史的建築物等受入環境整備補助金交付請求書（様式第11号）を補助金の額の確定通知を受けた日から起算して30日以内に市長に対して行わなければならない。
- (3) 市長は、前号に規定する補助金交付請求書を受領した場合は、その内容を審査し、当該請求に係る補助金を交付するものとする。

## 2 2 関係書類の整備

補助事業者は、補助対象事業に係る経費の支出を明らかにした帳簿その他関係書類を整備し、補助対象事業の完了後5年間保存しなければならない。

## 2 3 検査等

市長は補助金に係る予算の執行の適正を期するため、補助事業者に対して報告を求め、又は補助事業者の協力を得て、職員をして当該補助事業者の事務所、事業所等に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させ、必要な指示をさせることができる。

## 2 4 財産の処分の制限

補助事業者は、補助対象事業により取得し、又は建設した不動産その他補助対象事業により購入し、又は効用の増加した財産で市長が補助金の交付の目的を達成するために特に必要があると認めて定めるものを、市長の承認を得ないで、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。ただし、補助対象事業の完了後5年を経過した場合は、この限りでない。

## 2 5 委任

この要綱に定めるもののほか、補助金の交付について必要な事項は、所管部長が別に定める。

### 附 則

(施行期日)

1 この要綱は令和5年4月1日から施行する。

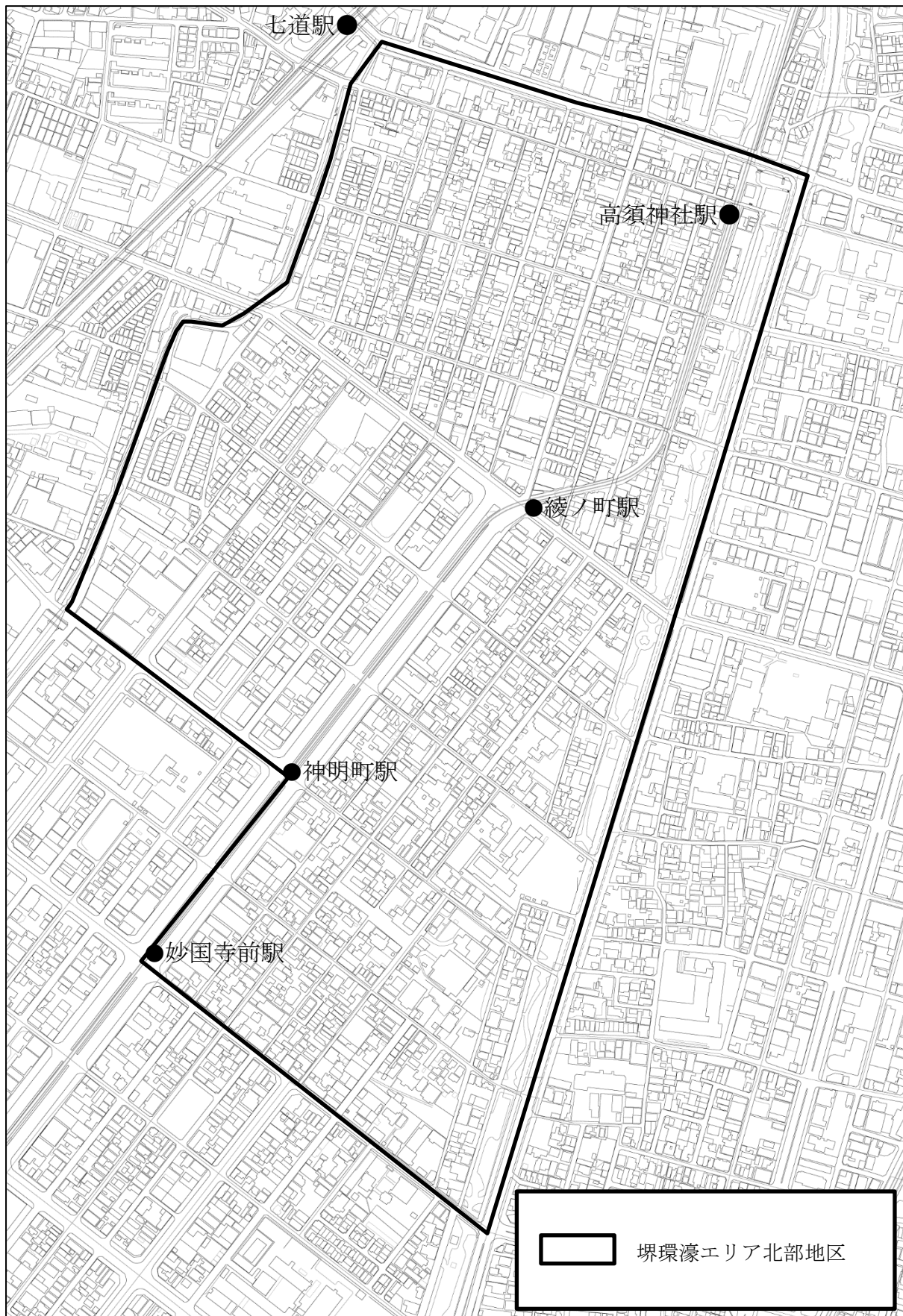
(この要綱の失効)

2 この要綱は、令和7年3月31日限り、その効力を失う。ただし、22、23及び24の規定は、同日後もなおその効力を有する。

### 附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

別図（第4関係）



別表 1

補助対象事業※ <sup>1</sup>	補助対象経費	補助率	補助限度額※ <sup>2</sup>
設備工事	消防設備	1 / 2	150万円
	照明設備		
	給排水設備		
	換気設備		
	調理設備		
	バス		
	トイレ		
	自主整備に係る工事材料費		
内装工事	美装（床、畳、壁紙等）	1 / 2	150万円
	個室（飲食スペース）改修		
備品購入※ <sup>3</sup>	業務用冷蔵庫	1 / 2	150万円
	空調		
	陳列棚		
その他受入環境整備	店舗用無線 LAN	1 / 2	150万円
	多言語対応		
	キャッシュレス対応		

※1 補助対象事業は、補助対象者が当該年度内に実施する整備とする。

※2 補助限度額は、一敷地（建築基準法施行令第1条第1項第1号に定める敷地）あたりとする。ただし、二以上の建築物がある場合は一棟あたりに、長屋の場合は一戸あたり（各戸の界壁で区切られたもの）に適用するものとする。

※3 容易に転用ができないものとする。また既存備品の買い替えなどについては認められない場合がある。

別表 2

項 目		修 景 基 準		
一 般 建 築 物	全 般	位置等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・隣接する歴史的建築物と壁面の位置を揃えるとともに、道路に面する 1、2 階の外壁に庇を設けることを基本とする、又はまちなみの連続性を確保するため、道路に沿って塀等を設ける。</li> <li>・3 階以上の壁面位置は、1 階の外壁面より 90 cm 以上後退させる、又は道路に面する外壁面を道路から十分に後退させ、かつ道路に沿って塀等を設ける。</li> </ul>	
		色彩・ 素材	<ul style="list-style-type: none"> <li>・周囲の歴史的建築物と調和する材質や質感とする。</li> <li>・けばけばしい色彩を用いず、無彩色又は落ち着いた色彩を基調とする。</li> </ul>	
	各 部 位 の 形 態 ・ 意 匠	屋 根	屋根	<ul style="list-style-type: none"> <li>・日本瓦葺きを基本とする。</li> <li>・勾配屋根を基本とする。</li> </ul>
			庇	・日本瓦、銅板又は鋼板葺きを基本とする。
			外壁	・歴史的建築物がもつ伝統的な形態・意匠と調和するものとする。
			開口部	・歴史的建築物がもつ伝統的な形態・意匠と調和するものとする。
			樋	・周囲の歴史的建築物と調和するものとする。
			建築設備	・公共空間から直接見えない位置に設ける、又は機器を外壁の色彩と合わせる、若しくは木製格子等で覆う。
			その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・卯建・袖壁や駒寄・矢来を設ける場合は、歴史的建築物がもつ伝統的な形態・意匠とする。</li> <li>・建築物の外部に照明器具を設ける場合は、歴史的建築物と調和する形態・意匠とする。</li> <li>・看板等を設ける場合は、自家用広告物に限るとともに、屋根より上には表示せず、歴史的建築物と調和する形態・意匠とする。</li> <li>・自動販売機やゴミ置き場等の附属物を設ける場合は、目立たない意匠とする、又は公共空間から見えにくい位置に設ける。</li> </ul>



様式第1号（第10関係）

堺市歴史的建築物等受入環境整備補助金交付申請書

年 月 日

堺市長 殿

申請者  
住 所  
氏 名

堺市歴史的建築物等受入環境整備補助金について、次のとおり補助を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

補助対象事業	設備工事・内装工事・備品購入・その他受入環境整備 (対象事業に○をつけてください)
補助金交付申請額	円
対象建築物の住所又は所在地 ※所有者の住所と同じ場合記入不要	
所有者の住所又は所在地	
所有者の氏名又は名称	電話番号
用途 ※神社仏閣の場合記入不要	飲食・宿泊・物販・展示観覧 (対象用途に○をつけてください)
築年数 ※神社仏閣の場合記入不要	築 年
備 考	担当課受付印

役員情報届出書

年 月 日

堺市長 殿

申請者

団体名

代表者職氏名

印

堺市補助金交付規則第4条の規定により、補助金の交付申請を行うに当たり、次のとおり役員情報を届け出ます。なお、記載内容に変更が生じた場合は、変更の内容及び理由を記載し、その都度、速やかに届け出ます。

《役員情報》

(ふりがな) ( )  
役員等氏名：  
生年月日：  
住所：

(ふりがな) ( )  
役員等氏名：  
生年月日：  
住所：

(ふりがな) ( )  
役員等氏名：  
生年月日：  
住所：

(ふりがな) ( )  
役員等氏名：  
生年月日：  
住所：

《変更の場合：理由》

堺市歴史的建築物等受入環境整備補助金事業計画書

補助対象事業		設備工事・内装工事・備品購入・その他受入環境整備  (対象事業に○をつけてください)		
整備の内容	建築物 <input type="checkbox"/> 歴史的建築物 <input type="checkbox"/> 一般建築物 <input type="checkbox"/> 神社仏閣	設備工事		
		内装工事		
		備品購入		
		その他 受入環境整備		
		外観整備 <small>(外観未整備の一般建築物のみ記入)</small>		
工事着手予定日		年	月	日
工事完了予定日		年	月	日

1 事業計画の内容を説明するため必要があれば、適宜欄を設けるなど変更すること。

堺市歴史的建築物等受入環境整備補助金 収支予算書

堺市歴史的建築物等受入環境整備補助金について、次のとおり収支予算書を提出します。

補助対象事業	設備工事・内装工事・備品購入・その他受入環境整備  (対象事業に○をつけてください)
--------	--

収入 (単位 円)

収入の種類	予算額	内容説明（算出基礎等）
1 堺市補助金	※	
2		
3		
4		
収入合計		

支出 (単位 円)

支出の項目	予算額	左のうち堺市補助金充当額	内容説明（算出基礎等）
1			
2			
3			
4			
5			
6			
支出合計		※	

※は、それぞれ一致するものとする。

消費税相当額は補助対象外経費となるため、申請者の負担とする。

堺市歴史的建築物等受入環境整備補助金交付決定通知書

堺観推第 号  
年 月 日

申請者

様

堺市長

印

年 月 日付けで交付申請のあった補助金については、次のとおり交付することに決定したので、通知します。

補助対象事業	
補助金交付決定額	円
交付予定時期	金額一括 年 月 ※ ただし、交付の時期は、事業実施期間の変更その他の事業により、変更することがある。

1 補助条件は次のとおりとする。

- (1) 補助金はその目的以外に使用しないこと。
- (2) 工事等に要する経費の配分若しくは工事等の内容について変更（市長が定める軽微な変更を除く。）をし、又は工事等を中止し、若しくは廃止しようとする場合においては、あらかじめ市長の承認を受けること。
- (3) 工事等が予定の期間内に完了しない場合又は工事等の遂行が困難となった場合においては、速やかに市長に報告してその指示を受けること。
- (4) 堺市補助金交付規則（平成12年規則第97号）の規定に従うこと。
- (5) 対象工事により、耐震性能、耐風性能及び耐荷重性能を低下させないこと。
- (6) 工事完了後、別に定める堺市歴史的建築物等受入環境整備補助金実績報告書をその定める期日までに市長に提出すること。
- (7) 補助金の交付の決定の内容又はそれに付した条件に違反し、若しくは法令又はそれに基づく市長の処分に違反したときは、補助金の全部又は一部を返還しなければならないこと。

堺市歴史的建築物等受入環境整備着手届

年 月 日

堺 市 長 殿

届出者  
住 所  
氏 名

堺市歴史的建築物等受入環境整備について、次のとおり着手したので届出ます。

補 助 対 象 事 業	設備工事・内装工事・備品購入・その他受入環境整備  (対象事業に○をつけてください)	
交 付 決 定	年 月 日付け通知	堺観推第 号
補助金交付決定額	円	
着 手 年 月 日	年 月 日	
備 考		

1 この着手届は、補助事業全体の着手届とする。

堺市歴史的建築物等受入環境整備補助金変更交付申請書

年 月 日

堺市長 殿

申請者  
住 所  
氏 名

年 月 日付けで申請した内容に変更が生じたので、堺市歴史的建築物等受入環境整備補助金交付要綱第17の規定により、関係書類を添えて申請します。この申請書及び添付書類に記載の事項は、事実と相違ありません。

補助対象事業		設備工事・内装工事・備品購入・その他受入環境整備	
変更前の交付決定		年 月 日付け通知	堺観推第 号
変更の内容	変更前	補助金交付申請額 円	補助金交付決定額 円
		工事等内容	
	変更後	補助金変更交付申請額 円	
		工事等内容	
変更の理由			
備考			担当課受付印

堺市歴史的建築物等受入環境整備補助金変更交付決定通知書

堺観推第 号  
年 月 日

申請者

様

堺市長

印

年 月 日付けで変更交付申請のあった補助金については、次のとおり交付することに決定したので、通知します。

補助対象事業	
変更前の補助金交付決定額	円
変更後の補助金交付決定額	円
交付予定時期	金額一括 年 月 ※ ただし、交付の時期は、事業実施期間の変更その他の事業により、変更することがある。

1 補助条件は次のとおりとする。

- (1) 補助金はその目的以外に使用しないこと。
- (2) 工事に要する経費の配分若しくは工事の内容について変更（市長が定める軽微な変更を除く。）をし、又は工事を中止し、若しくは廃止しようとする場合においては、あらかじめ市長の承認を受けること。
- (3) 工事が予定の期間内に完了しない場合又は工事の遂行が困難となった場合においては、速やかに市長に報告してその指示を受けること。
- (4) 堺市補助金交付規則（平成12年規則第97号）の規定に従うこと。
- (5) 対象工事により、耐震性能、耐風性能及び耐荷重性能を低下させないこと。
- (6) 工事完了後、別に定める堺市歴史的建築物等受入環境整備補助金実績報告書をその定める期日までに市長に提出すること。
- (7) 補助金の交付の決定の内容又はそれに付した条件に違反し、若しくは法令又はそれに基づく市長の処分に違反したときは、補助金の全部又は一部を返還しなければならないこと。



様式第8号（第19関係）

堺市歴史的建築物等受入環境整備補助金実績報告書

年 月 日

堺 市 長 殿

申請者

住 所

氏 名

堺市歴史的建築物等受入環境整備補助金について、整備が次のとおり完了したので、関係書類を添えて報告します。

補助対象事業	設備工事・内装工事・備品購入・その他受入環境整備  (対象事業に○をつけてください)	
交付決定	年 月 日付け通知	堺観推第 号
補助金交付決定額	円	
完了年月日	年 月 日	
添付書類		担当課受付印

歴史的建築物等受入環境整備補助金収支決算書

堺市歴史的建築物等受入環境整備補助金について、次のとおり収支決算しましたので、関係書類を添えて報告します。

補助対象事業	設備工事・内装工事・備品購入・その他受入環境整備  （対象事業に○をつけてください）
--------	--

収入 （単位 円）

収入の種類	予算額	内容説明（算出基礎等）
1 堺市補助金	※	
2		
3		
4		
収入合計		

支出 （単位 円）

支出の項目	予算額	左のうち堺市補助金充当額	内容説明（算出基礎等）
1			
2			
3			
4			
5			
6			
支出合計		※	

※は、それぞれ一致するものとする。

消費税相当額は補助対象外経費となるため、申請者の負担とする。

堺市歴史的建築物等受入環境整備補助金確定通知書

堺観推第 号  
年 月 日

申請者

様

堺市長

印

年 月 日付け 堺観推第 号で交付決定した補助金について、堺市歴史的建築物等受入環境整備補助金実績報告書の審査結果に基づき、次のとおり確定したので通知します。

補助対象事業	
補助金交付決定額	円
補助金確定額	円

1 補助金は、請求により交付する。

堺市歴史的建築物等受入環境整備補助金交付請求書

年 月 日

堺 市 長 殿

申請者  
住 所  
氏 名

堺市歴史的建築物等受入環境整備補助金について、堺市歴史的建築物等受入環境整備補助金交付要綱第 2 1 (2) の規定により、次のとおり請求します。

補 助 対 象 事 業	設備工事・内装工事・備品購入・その他受入環境整備  (対象事業に○をつけてください)	
交 付 決 定 通 知	年 月 日付け通知	堺観推第 号
補 助 金 交 付 決 定 額	円	
確 定 通 知	年 月 日付け通知	堺観推第 号
補 助 金 確 定 通 知 額	円	

- 1 補助金の交付請求の期日は、補助金の額の確定通知を受けた日から起算して 30 日以内とする。